

調査資料一五〇 (国収26)

終戦以降における教育の理念

1-6
7

増田	7
----	---

其の他に關する論調の要旨



調査音及局 調査課

(昭和二四・六・一〇)

本論調は昭和二〇・八一以降昭和二四・三三までの各新聞雜誌等に
 現われたる道義・新教育の理念・方針、教育の思想・生活、
 学生生徒児童の傾向の論調を要旨を整理してまとめたものである。

目次

A. 新教育の理念と方針	一
一 新教育の理念	一
二 新教育の方針	五
三 憲法と教育	一五
四 民主主義と教育	一五
五 教育勅語、教育志望の問題	一六
B. 教員の思想と活動に関する問題	二二
一 教職員のモラル	二二
二 教員組合の問題	二三
C. 学生思想と運動に関する問題	二五
一 学生思想とモラル	二五
二 学生運動	三三
三 青少年の犯罪	三九
D. 情操・性教育に関する問題、方針	四七
E. 社会教育・労働者教育の方針	五一
F. 世界平和と教育	五四

A. 新教育の理念と方針

一 新教育の理念

「民主主義と教育」 (讀賣 二二〇二 田中耕太郎)

一 民主主義と世界觀は基礎 並進にも 自由主義の下においては、教育者と被教育者とは平等関係 又人同様に教育者の創意、個性の極端に自由を發揮せ認められ

一 教育は權威思想を離れて存在し得る 教育は教育者と被教育者との区別を徹廃するものである

一 教育者は自己の同盟に於ける 教育者と被教育者との関係は、この団体内に於いて家長的權威の把持者として道徳的責任を維持する使命を帯びてゐる、この場合の權威は此の物でもなければ、

一 この場合の權威は、教育者自身に在り、その教育者の自由と人格を無視せざるが前提である

一 教育者の真摯な態度 教育者は、情熱的發達について、熱情を傾倒し、自己の高度な使命を以て、初め、師弟に対する

真の教育が可能である

「教育再建の根本」 (八四)

一 國家可能思想の排斥 國家主義の承認を前提とする教育の發達は根本方針とする

「教育勸諭の取扱」 (時事社説 二二〇二)

一 日本國民は獨立自尊の精神に乏しく、動もすれば時勢の權を、權勢に屈服する 英佛等の學習性も、其由來は極めて明白であり、畢竟奴隸道徳の域を脱し得ない

「民主主義精神と教育勸諭」 (讀賣 三三三三 向坂逸郎)

一 教育勸諭を讀むに當る者は、そのことを採して、國民の各々が獨立個人であるという思想に立脚した精神を見出すべし、個人が尊嚴の境に達し得たならば、

民主主義は個人が尊嚴を強調し得る、わが國民思想の重大なる欠陥は、個人が尊嚴を知らず、

だけの強論として、個人の尊貴なる所以はここに説かれなかつた。

一、新しい教育方針は民主主義の確立を以てしないといえらる。その基調となり得るものは、個人の尊厳、国民の自発的精神の助長である。人に訓えられ、人に率いられて、人を仰ぎ見ることをだけを知り、従ふまた權威に盲従することだけを知らず、我同胞の重しき習慣は、自分のことを自分で処理する精神にうつておき、代えられなければならぬ。一国民の國民としての集團力は、このように自己の意義を知り、従ふまた他人の獨立と従ふに犯すことをしない國民でなければ作り出すことほびるべきでない。専断に喜ぶ文化は、このように獨立自由の精神の上でなければ成長しない。専断に喜ぶ専断に民主主義的の教育方針は、人民自身思想が盛られていなければならぬ。奴隸心を助長する訓えは將來に我國民の修身書を排除されなければならぬ。

「教育の先決」 (東京社説 二二、三、六 直井武夫)

一、新憲法、新教育制度、新社会制度の完成したデモクラシーの諸制度は、敗戦後の日本に与えられたことは、真のデモクラシーを扶植し、確立するうえに非常な力を与へたといふことは当然であり、それは反動に対する防壁となるであろう。しかし、制度はあくまで、また残存する絶対主義と戦う内政のデモクラシーは成長してゆくであろう。しかしこれに個人乃至はこの集團の自覚があり、判断があり、要求がある事が先決条件である。それこそ先決条件を充たすものである。

は教育の力である。

「教育理念の確立について」 (西日社説 二二、六、一六)

一、自由は自律という二つの反面にほかならず、自由を完全に正しく行使することは出来る爲に何れもまた必ず個性の確立と生長とが必要である。
二、教育が教育であるためには、規律と指導とが絶対に必要である。
三、規律が合理的かつ人間的なものであり、指導が命令的、強制的ではなく言と業の本當の意味での指導となければならぬことである。

「高等教育の機会均等」 (朝日社説 二四、一、一三)

高等教育というける学生の経済的環境に、かなりの変化が生じて来たことは、争うべきでない事実である。学生の社会的基盤に交代が起りかけたことは、確かな事実である。今日の現実において、高等教育の機会均等とは経済的の個人差が少なく、能力の個人差に立つことばかり条件であるに相違ない。いかなる立場に立つにせよ、民主的の社会理想を信ずる限り、國民の誰れも注目せねばならぬ問題である。

二 新教育の方針

「教育再建の大道」 (読賣社説 二〇・九・一〇)

「教育再建の根本方針に關する限り吾々は五ヶ條の戒誓文に準據して進歩の
が本来である。」

「鍛錬といふ面白い言語はよく表現せられた鍛錬主義からの脱却」

「科学教育の確立を培うには各人の自由な自覚性の尊重を確保すべし」

「教育と学校教育という狭い枠から解放すること。 社会教育、成人教育
に特別の努力をさすこと。」

「新教育の方針」 (読賣社説 二〇・九・一五)

「平和國家の建設を目標とし國民の教養を深め、科学的な思考力を養ひ
平和愛の念を篤とし在野の進運に貢献する方針」

「民主日本への文教政策」 (毎日社説 二一・三・二一)

「四海同胞の新世界觀の確立と徹底」

「世界文化の吸収」

五

六

「学校教育の基下方針」—— 個性的 批判的 實証的教育

「社会教育の徹底と文教からの統制徹底」—— 公民教育に重きを
科学

「^{科学}家庭教育と家庭教育の重視」

「責任 道徳」 (毎日二一・六・三 田中耕太郎)

「日本の道徳的欠陥は一言で云えば責任道徳の頽廢にあるのでその是正の
序には教育の中に宗教的要素をとり入れてゆくことである。」

「學術新体制への希望」 (河北社説 二二・八・三)

「學問を振興する究極の道は研究者としてすべからぬ資質のある者を
見出すことと、その研究者をよそ他のことに心を煩わされることなく、専念
自己の興味ある題目の研究に没頭出来るような環境を与えることの外には
ない。 學術体制とはこういう環境を作り出す母胎にすぎない。」

「學術と學術」とも兼重する氣風を確つこと。

「文教政策の充實」 (東京タイムズ社説 二三・二・二)

「國民道徳心の復興は一日の遑遅を許されぬ。 教育の成果は即時即物的
でないためにとくに閑靜な事業も遑遅を許さぬ。 戦後三年以上」

吾人人心の汚濁、其の多現狀を凝視する時、政府はインフレの抑止
するに介らざるに國民生活が安定するものと考へてはなすべし。六・三割
の充實、教育の問題解決、生涯学力の向上に政府良識者の果敢が
必要である。

「科学復興の存に」 (読書二三 二・一 長島 雄)

一 日本學術會議の構想は、科學研究の復興、各分野の總合連絡にあり、
行政面や産業界が科學の反映促進を期すべし。

一 學術會議は審議の機關であるが、執行の口は必ずしも行政に在らば
ない。

一 有権者の決定、選挙方法、學士院の問題。

一 日本科學復興のために、文化日本の科學の面の建玉のために、國際學術會議
への参加のために日本學術會議の果敢なる任務は誠にも重し。

「教育の模範的等々徹底せよ」 (読書社説 二二・三・七)

一 小学校が協同と自律を目標とし、貪欲、児童に對し、も就學上の保護をよそと
いつた長は、好ましいが、子供に國際協調の精神をよそといつた項目は、特に

七

八

新鮮味がある。が日本人に最も欠陥をいふ合理主義精神の確感を目的とする

自然科学への興味を持たせる物象教育は、も児童が遊ばれるべき筈である。

欧米の進歩的學校では、性に目覚めたい児童に向て、性教育の実施を行ひ、俗世間の

汚濁系を教育に毒されぬ前に性關係の正々を教へてさへいる。

一 次は中學校の場合だが、こゝにも感情生活の善悪と自主的判斷力の養成が

競はれたいが、個性の芽生えるこの時代の學生指導は、生涯に決定的な役割を

演ずるだけに最も重要視すべきであらう。教師がこの時代の學生の個性

指導にいつた長で過去の日本に教へた劣等劣質を持てこりた。課目の過多から見る

學問の消化不良、徒に立身出世をのみわたり、虚妄な野心榮名が徒らに指導者層

運の虚榮から充足をいふ。

一 高等學校は高等な普通教育と社會に有用な職業教育が目標に立てられているが、

職業人となるための基礎的常識が重視されなくてはならない。よき専門家は

よき常識と基礎はくわみされる。よき日本人はよき同時にはよき在野人とくその

信仰を持たせよために、これからのようを試験勉強の世界知識でなく消化された

あるいは信仰化された世界の知識を持つてほしい。例えは宗教的情操

といた意味でも官公立学校は特定の宗教を支持し、また及好する宗教教育を行わないと規定しているが、これを口実にしてキリスト教の何物であるの俾教が如何なるものかをも知らない学問を教育するものはなほだしい誤りがある。キリスト教の準備知識をえなして西洋史をよんだわれは西洋に關する理解におそきはなほだしく淺薄であつたと告白せざるを得ない。

一、大学は自由な学問の研究所としての社会的な役割を演じてもらいたい。制服制帽の特権と虚栄の封建的空氣を一掃し、眞に学問に忠情を持った人々の明朗なついでとその学園建設であつて欲しい。これまでの毒薬であつた官僚根柢の清算のためにも、また学問の自由と独立のためにも、これまでも見たような私学と官学のはなはだしい区別を根本的に区別せしめねばならぬ。

一、博士などという肩書も、これまでのような意味で重要視する必要は毛頭ない。如何なる発見をしたか、如何なる作品を残したか、如何なる人間であつたかが、最初の問題にすぎなくてはならない。肩書などというものは、たゞ学問の奨励に必要を第一義的役割を演ずるべきである。

九

十

「教育の地方分権と学園の自治」(東京三三三三三 高島善哉)

一、日本長年化の原理となつてくる権力の地方分散という根本方針が、みても当面論議の的である文部省の解体と大学の地方移譲は時の勢力があり、一つの必要である。

一、日本の従来の教育制がいわゆる鉅作主義の一大支柱であつたことは言う迄もない。そこで教育におそくも、萬事につけ、中央は地方に優先し、官学は私学よりも尊重せられるという特殊の風潮が起つた。日本の自由思想と学園の自治体制は封建的専制の一番強いつとく、わづかに余命をつとくことが出来た。

一、大学の地方移譲の及好論の根柢は財政的理由及び地方不況による大学自治と学問研究の自由の喪失にある。

一、問題の核心は中央集権が地方分権かということではなく、文部省の解体による実現されるべき教育の確立に於てなされた長主的に運用しをゆくことが出来たかということである。文部省の解体はそれだけで教育の確立と学園自治の体制をもたすものとは考えられない。

一、大学は官私及び総合單科の別なく大学自治の運用機関として、大学の財政・行政人事に関する最高方針を決定し、研究と発表の自由を確保する最高審議機関が設けられねばならず、学生の意見も反映されねばならぬ。

「民主主義社会と大学の自治」(朝日社説 三三・三・一五)

一、教育の中央集権的統制を打破する。大学教育の普及と基盤の向上。各長社会との結びつきを確立する。この三つが大学制の改革の主眼である。これを以てから支える原理は憲法が平等に保障された「学問の自由」である。

一、最も大事な問題は、民主主義と大学の結びつきの問題である。この面はされた大学論は余りにも貧乏困である。

一、民主主義革命以前には大学の自治は充分な保障がなかった。一党学問の進歩と自由を争うべきだ。しかしそれは社会と関係がなれぬものがあり、これである。

一、民主主義社会には必ずしも社会と大学の間に特定の結びつきが必要である。

「教育の現状と政治と社会」(中野日本社説 三三・三・一五)

一、六・三制の実施されたのは表面だけであり、実質は全く伴っていない。

一、その原因は予算の不足、六・三制の現状は教育問題ではなく政治問題である。

一、教育は人がまが、設備がまが、これを考える人は、教育者の待遇をもと。

一、真剣に考えるべきである。

一、政治も社会ももと、教育で重んじるとの全体のカギをもつて、これに向かわねばならぬ。教育の改革は政治・社会の改革と伴わねばならぬ。

「教育復興の公約」(毎日社説 三三・三・一三)

一、二三年度の教育予算は全額のうち三三％であり、これは「文相の政治力」をいかに発揮したかという問題ではない。どこかに前の人、削る政党がある。

一、来るべき選挙を前にして、各党の公約は、真に文化国家の建設には、教育復興が不可欠の急務であるとの確信の下に、実質の予算を確保し、公約履行を真剣にやり実現を行く政党を選ばねばならぬ。

「教育の混乱とは」 (日教社説 二四・二・一五)

- 一、広い意味の國家全体が蒙った混乱から来る教育の混乱は、國家全体の正直りと相関的の關係を持つ。教育の混乱は外面的にも、内面的にもあり、双面的な混乱に、一層自心が深まらねばならぬ。
- 二、カリキニラム、コア・ナ・ナニラムを論じてこれを解き、新教育ではないが、凡が教育界を指導するに、アナリ、三十年、年月を経て出たものが、そう急進的に行われ、ものゝち、
- 三、また一つの混乱として、教育の左右の習性、衝突がある。教育の長主化、教育の自由は最近これからの問題として、起し、このために教育を遅らせている傾向がある。
- 四、外面ばかりの復興によつて、どうして教育の真の復興は、やはり保たない。

三 憲法と教育

「教育再建の方向を誤るな」(朝日社説 二二七、三四)

「憲法の権利を保護すること」

「教育の確立問題よりも官僚の手から民衆の手に移さねばならない」

四 民主主義と教育

「近代精神と今後の教育方針」(読売社説 二二二、一九)

「封建的の土地制度が改革せられ、近代的な労働立法は確立されたが、口で思想に深く喰い込んでいゝ封建性を一掃することなしには眞の近代化は完成しない、さうすれば民主主義はわがものとなし得ない。これが爲には今後の教育で根柢よく近代精神の培養を図つて行くより方法はない」

「合理的実証的に自然の探求が開始され、そこに近代自然科学の発展がある。ヒューマンイズムと合理的批判的精神、この二つのものである。近代精神の骨子である」

「精神の右への隷屬が左への隷屬に変わっただけでは意味がない。大切なのは精神の自主性である。口民の一人だけが、他人の尊厳を自覺し、その上に立つて相互の人格を尊重する」

「聖し、物事を合理的に実証的に考えを行く精神を養わなければ、新憲法も所詮借り着に終る外はない」

「日本文化が將來世界に誇らし得るものを産み出すとして、それにはまず精神の近代化が行われなければならない」

「新憲法日本の教育は迅速ではあるが、近代精神の培養から一歩を踏み出さねばならない」

五 教育勅語、教育憲章の問題

「教育勅語に代るもの」(時評社説 二二二、二六)

「教育刷新委員会の特別委員会が六項目の教育理念を決定したというその六項目とは、

- (一) 人向世の開発を目指すこと
 - (二) 民主的、平和的な国家及び社会の形成者たること
 - (三) 眞理と正義を愛すること
 - (四) 個人の尊厳を尚ぶこと
 - (五) 勤勞と協和を重んずること
 - (六) 心身ともに健全な国民であること
- を挙げて、教育の新主義となさんとするのである。恐らくは現行教育勅語に代り、新教育の基本方針たらしめることを期するものである。教育勅語が民主的平和国民を育成するに最早、不適當であることは、争う餘地のない問題である。既に憲法において、立国の大目的を以て民主主義が平

和主義を新口民を作るとしたことに依つて明白にされたように、日本口民は民主的平和口民たることを期するものである以上、口民教育の方針が自らこれに則つて決定せられねばならぬことは理の当然である。

即ち委員会が採用した新主義は、日本口民が新たに生れ代ると、極めて適切な教育方針として、大いに歓迎せられる所であるが、併し文部省はこれを官製の方針として、官私諸学校に一律に強制すること、従来の教育勅語を以てしたような無理を再びしてはならない。教育勅語一本を強要する為には、他の一切の教育主義を異端視して、例え一時リスト教学校の存在を危うくせしめた如き無法のことが行われたいのである。文部省は決して再び同様の無法を行うものではないと信じられるが、民主的、平和的口民を育成する為には、教育主義を凡て自由にして、官権の干渉を全廃するところが、^(強く)最も要望せられる。今度の刷新委員会の新主義六項目は大いに可なりとしても、その他になお別の新主義もあるべきはずであつて、民主的平和的口民である為には、個人的に寛容の精神が尊重せられねばならないこと。その一の要件であるに拘ら

一七

一八

ず、又この精神が日本口民に最も欠けたものであるに拘らず、委員会案にはこれを取り入れていない。寛容の精神こそ民主主義、平和主義の精神的基本たるべきものであることを特に指摘せねばならない。更に日本口民にもう一つの最も欠けたものは個人の独立自尊の精神である。委員 会案に所謂個人の尊厳が尚ほれる為にも、この精神が口民の間に大いに興りねばならない。

「教育勅語廢止とその代用案」(時事社説二二五、二四)
 「日本に於ける智徳の教育は、その目的が専ら皇室に奉ずる爲りであつた。更に皇室と國家を一体とすることに依りて、この教育主義は國家主義を徹底せしめる効用において最も有力に役立つた。斯くして國家主義と軍國主義の爲に、教育勅語は完全に利用されたのである。
 皇室の名を以て徳教の意義を指し、口々にその遵奉を強要した失敗は既に試験済みである。

「教育勅語は口會分限外の沙汰として思い止まらんことを勸告する所以である。

「教育勅語の存廢について」(尾報二三五、二六)

「歴史的に内容の變つて行く徳を、歴史的に内容から抽象して永久不変の自然法とす

ること自体が教育勅語を權威化し、神祕化することではなくてなんであらう。

「教育勅語は無用なり」(信濃社説二三五、二七)

「教育基本法だけでは人倫の規範としては不十分であり、一般人の守るべき道徳律として、何か據り所となる權威ある表現が欲しい」という考え方もあるかも知れない。

「今の日本人に必要なのは、他律的なわくにはめることではなくして、まず自律的たらしめることである。

「新しい教育宣言をもし口會が出すとすると、その資格に疑義があることを口會自身も認めざるを得まい。

B. 教員の仕事と活動に關する問題

一、教職員自身の問題

「次代を育む先生への希望」

(朝日社説 二二・二一五)

一、教育が理想とする新しい人間が、その道を指すことは正しくない。人間性の開発を目的とする新教育において、生徒の持つ非合理性、非自覚性を利用して形だけ民主的人間を作り上げた危険は少くない。
二、形式と技術だけの模倣による新しい旧教育の危機が、すでに露きも隠れぬに達している。教師は児童の個性と徹底的に取り組み、児童の内面に必要と戦うべきではないか。

一、教育者の愛は、身ごと取らざる愛であり、それは一日にして成るものではない。不立と動搖の中から、いかにして生徒を愛するかの境を問うたばかりか、して生れよるべきであろう。生活の困難、不安の中にも、教師は人間が人間をつくる教育者の倫理、まことに心を忘れるわけにはいかない。

「不正入學に因らう」

(信濃社説 二二・二一八)

一、インフレの高揚が世間をいささか不安を及ぼしている時に、教育の世界だけがこれに超然として孤高を保つておられるものではない。

一、大学においては「學子・學徒」の名の下に、学園の維持・討建の師弟制度の保持への努力が一つけん出ているだけでは不十分である。もしも一たびあるならば、それは大学の悲劇である。

一、戦後の民主主義を充足は、この腐敗と因循を一種する好機である。形ばかりの改革主義は、現実的でないことによる経済窮乏に迫らざるは、これこそが最大の危機である。

「六・三制の内面の危機」

(讀賣二四・三七 宮原誠一)

一、六・三制は教室の内部においても崩れ出している。戦中から戦後にかけての小学校教育の是れ終りの結果が、いま新制中学校の教室にはっきりとあらはれ出た。即ち児童の学力の低下である。

一、学力の低下という、その学力とは何と指すか、これを再検討するかが新教育の立場である。

一、アメリカから学ぶ最新式やり方を、独自の判断なく、いかにいかにやってみようか。条件が許す限り、新教育の各層は大胆にやりつづけるべきである。しかし、その条件の低下という点が見逃すことか出まらぬのは、もう新しい試みややる条件の百無におかまいなしに、四年に流るべき道を、傾向が一般化していることである。

一、六三制の内閣崩壊の最も恐ろしい現象は、教育への意欲と情熱を失いはてた学校と教員が増加である。合意してもよい情熱が、それでは教育は救はれる。

二 教員組合の問題

「労働組合の精神と教員組合の性格」 (民主教育 第三卷 芥川 鮎澤 巖)

「ボリダム宣言は日本國の民主性を要求し、その中に書いて労働組合法は制定された。教職員自身が労働組合法をもちこたへてまがいたくない立場を労働者の方から、教職員が労働組合を作つてはならないという考えは、労働組合というものを、職能、使命に關する無理解又は誤識を定めて、もう一つは教員としての職業、特殊に關する考へ方、つまりその特殊である。

労働組合の目的は、主として雇傭関係の維持と改善であり、同時に改善であり、特殊に關する考へ方、つまりその特殊である。労働組合の目的は、主として雇傭関係の維持と改善であり、同時に改善であり、特殊に關する考へ方、つまりその特殊である。

二四
二三

更に政治的機能を加へ、この三つを基とする建設的、調和的を職能がある。教職員が労働組合を作つてはならないという考えは、労働組合の本質や機能に關する認識不足による他に、主従関係による倫理思想に胎着する。

一人間の人間として、身分、地位、目上と平等。と認めようとする民主主義の思想は、上下の關係に於いて、その秩序を定めて、その中、即ち平等の關係において新社会の秩序を確立しようとする。

一、学校経営は公益的任務を持ち、これに従事する教員が組合を作つて経営者と折衝し、その意思を主張を明かにし、教育という國家的公益的事業の健全な運営に貢献すること、これが初めて日本社会の民主化を助長する所以を見逃してはならない。

① 学生の思想と運動に関する問題

一、学生思想とモラル

一、学生に求む (讀賣社説 二一・一〇・三三)
一、学生よ、諸君は断じて青年行動隊であつてはならぬ。我々が諸君に求めるもの水あくまでも高邁なる知識の深みであり、精神の自由と個性を獲得することである。そのためには象牙の塔に入ることは何れも差支へない。無氣力であつてもよい。我々が切に望むことは更に崇高なる見地に立ち徹底的に自由な知識の批判力を養はう。いよいよ「進歩的」「英雄的」ならざる國家の精神的勞働者となりて、何時の世でもための努力こそ國家建設の基礎であるからと。

一、学生と學校行政参加 (時事社説)

一、学生と雇傭者とは本来 本質が違ふのであるから、勞働運動の理念や方法で、學校教育にそのまゝものを行つては行かない。合理的行動を求むる。一、学生月その方を守ること大切である。

三五

一、就學青少年の教育と義務制 (東京社説 二二・三三)

三六

一、年令十五才以上十八才とゆう層は、世界の犯罪統計の上からみても、非常に注意を要する時期である。
一、健全なる勞働組合の育成の爲、組合運動の根基をたす大衆青少年を教育しなければならぬ。

一、學問する者の自尊心 (時事社説 二三・七三)

一、青年の心理は單純であつて、容易に血気にはやりまた容易に興奮し、や、もすれば感情に支配されやすく、煽動の悪戯をなすもの、爲にまどわされて、あとさきの思慮もなく、附和雷同の輕率を演ずる。過は、いつの世にもあることで、取て深く恐るるに足らず、むしろその過を宥大に看做すること青年の心理を解する所以である。一説である。
一、学生は大體その他の學校で、高貴なる學問の真理を學び、知性と理性との教育訓練を多年一貫して受けてゐるものであるから、凡そ

事物の観察と判断にありて、自ら冷静の科學性を具えていたなければならぬ。

現代學生の課題 (四國、三三・九・七 大滝(重直))

過去の學生は思想の自由に争う者の教より、権力行使の測に力を用いた者の方が多かった。現代の學生は口には學問をいい、文化創造をいい、口と心とが反文化的、反學問的であることを深く思はねばならぬ。

教育「混迷」 (毎日新聞、三三・三三・二八)

一、貪しい義務教育、六三制、教育の待遇、悪く、P・T・Aのボス化、教師の欠勤、等、物質的な負担に事よせて、心の方面をなめておいておく怠慢は許さない。教育に対する心の混迷は急速に増加する(予)である。

一、教員に教育者としての自覚が要請されると同様、學生には學生の自覚が要求される。

教育の危機について — 教育が世界観は説き得ぬ。

堀末庸三 (北海、三三・三二四)

一、急進主義以外には不感症になつたように見える日本人にとって、教育の危機は左右両派共からのものがある。それは結局、政治の教育への介入とゆうことに他ならぬ。

一、教育の中立性は、政治上の中立性とは異なる。學問的主張と中立的な教育は如何にして区別されるかとゆうことは困難な問題である。教室は公開の討論会場ではなく、修学規定に定められた単位履修の場所である。學生はあらゆる立場に基く學問の公平かつ學問的を説明や批判をまよく権利を持つてゐる。そして超越的を即ち何等かの政治上空教上の立場に基く批判は、教授にも學生にも禁じられてゐる。結局問題は學問と世界の觀の問題である。

一、世界観は學問の決定するところではない。それは、人が神でない以上、われわれの世界認識は常に未完結であり、認識の立場に立つ限り、世界観

は形成され得るからである。ここに於ける深刻に於いて、學問は確實な基礎を築き得るべきである。この基礎は、いかに學問が、はなはだ信仰である。

學生と共産主義

政治運動

(東京、二四、二、三六—二四)

一、學生の共産主義化の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

政治運動、の三つである。

一、第一の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

二、第二の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

三、第三の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

四、第四の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

五、第五の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

六、第六の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

七、第七の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

八、第八の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

九、第九の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

十、第十の原因は、(一) 政治運動、(二) 學生の生活環境、(三) 學生の思想、(四) 精神状況、(五) 學生の政治運動、(六) 共産主義の指導性にある。

一、第一の原因は、より重なりを問題である。學生は思想と魂のより所を失った、少くとも空虚感を感じている。民主主義の信仰である個性の尊重と発揮とは、相當の教育的時間を必要とし、より環境を必要とする。宗教の敬けんの深さと、その現野と巧術のとれた判断力とが伴わねばならない。この空虚感と欠陥に乗じて台頭したのが共産主義思想である。單純に理論でわりきつてしまふことに懸念を感じず、日本の學生の通性が、この共産主義の理論にとがつかせ、これに没入させるのである。これには、学校制度、教授方法、學生指導、學生団体、在り、根本的な原因がある。

二、第二の最も重要な原因は、共産主義の運動である。オベロの學生運動は、少數の共産主義者の独裁による、動かし難いものである。ここに生ずる問題は、共産主義を信じ、學生が事態を傍観して、ゆるぎないものである。自由主義や社会民主主義の立場にある學生も相當に多い筈である。その理論と政策にあつて、真に進歩したものを把握して、共産主義者の戦略戦術を論破してゆく學生が多くなるべきである。このように、真の進歩した立場の學生も加はった学

生の總意として、眞に民主的の意味での学生の行くべき道である。

學生ストはいけなない。(「毎日社説」二三三・六・二四)

一、學生が不満があるからといつて、ストの實力で解決をせよるのは異論なきが
の正定とも解される。

一、學生時代の知識や経験の宝に乏しい、この乏しい知識や経験から来
る意見も直ちに實力行動に移すのはいけなない。

學生運動の動向 (東京のくみ人社説 二二・六・二九)

一、労働者はふんばれたるおの行動によつて自らの政治生活の改善を圖るが、
學生は労働者とは異なるべきである。社会人は団体行動を以て、政治意見を
表現せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活
を改善せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を
改善せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を

一、労働者はふんばれたるおの行動によつて自らの政治生活の改善を圖るが、
學生は労働者とは異なるべきである。社会人は団体行動を以て、政治意見を
表現せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を
改善せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を

一、労働者はふんばれたるおの行動によつて自らの政治生活の改善を圖るが、
學生は労働者とは異なるべきである。社会人は団体行動を以て、政治意見を
表現せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を
改善せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を

學生團の建設

(東京のくみ人社説) 二二・六・二九

一、労働者はふんばれたるおの行動によつて自らの政治生活の改善を圖るが、
學生は労働者とは異なるべきである。社会人は団体行動を以て、政治意見を
表現せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を
改善せしむるは自由であるが、学生は団体行動によつて自らの教育生活を

二、学生運動

「学内政治運動抑圧は当然」 (読賣 三三、一〇、一三 社説)

「学生側の冷静な自己批判と反省が必要である。」

「最近の学生の政治運動は、少数の極左細胞及び青共分子に牛耳られて来たのは事実である。」

「学園はあくまでその自主性を確保し、学生が新時代にふさわしい教養や政治性を身につけて社会に貢献する教員である。判断力、知性にとむ一般学生こそ、学園自治をささぐ防壁とあるべきである。」

「学内の政治活動」 (朝日 三三、一〇、一七 蠟山政道)

「覆健中正な学生が政治的に無気力であることは、日本社会の病根である。この病根の再発を防ぐ方法は、学生大衆の政治的無関心、政治的中立という態度を改め、自主的な政治判断を 持たせることである。そして数回の学生政治クラブを学生に持たせ、正常な政治運

動を指導することが必要である。

「直接に学外の大衆的政治運動につながる学生運動は禁止すべきは当然である。」

三四

「学生の政治運動について」 (民報 社説 三三、一〇、一九)

「学生は学生である前に社会人である。学校の民主化は、教育行政の民主化、根本的には社会そのものの民主化と切りはなせない。」

「社会の民主化が行われていない国では、革命的な学生運動が盛である。真義と正義を愛し、社会悪に対して憤り燃える純真な学生が、教育を政治との関連において捕え、政治運動に強い関心を持つのは当然の成行である。」

「学生政治運動の自由と限界」 (時事 社説 三三、一〇、二四)

一、学生時代の政治問題を追ひかけ、實際運動に奔走するのは、自由のはき違ひか、行き過ぎである。

一、学生が政治問題に対する態度は、学生にあつて冷静な理論的研究者、厳正なる学問的批判者たるべきに掛け、一心に学問の真理を守り、力代の指導者たるの教養を積む外、余念あるべからざるものとの自覚と自尊心を堅固に持つことが望ましい。

「学生政治運動について」 (朝日 社説 三三、一〇、二五)

一、眞に学生全般に浸透したる運動は、全国的な運動には発展し得ず。

一、学生内部で、あらゆる立場より自由、率直、眞剣な討議をした上、結論を見出すという方法が勸奨されるべきである。 極左的立場 三五

三六

一本に引きづられて行き現状は反省すべきである。

一、学生が自治運動については、教職員が一定の型に指導するという態度ではなく、自然発生的に生ずるこの種の運動に対しては、世慣れなく、純真な一面的に、ひたむきな方向に走り勝ちな学生が動向を盛んにみつめることが必要である。

「学生運動を誤るな」 (東京 社説 三三、一〇、二六)

一、最近の学生運動の傾向は、大いに反省すべき裏を持つている。

一、学生運動を学内運動、争議のままの形態におし進めることには十分に批判の余地がある。

一、学生運動の民主的発展が一部のものによつて誤つた方向へ走りつ、あるところまで学生運動の重大な課題である。学生が良識はまが失われていないであらう。

「学生と政治」 (東京、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、 宇倍龍成)

一、日本の現状を打破して政治と社会とを革新する力は、旧勢力に運んで
過るの困難を断ち切らねばならぬ。これはどうしても青年
三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、学生が既成政治と別な新政治勢力とならうとせば、学生は何よ
りもまづ、彼らと別な識見と操守をも有する人格を作らねばならぬ。
学生は他人の圧迫や強請や、せん動によらず、浅薄な虚栄心のため
などではなく、本質に自己の天定により、自己の良心にかけてその櫻扶をする
いうことである。

一、この自己の良心により、自己の認識による自由な決定なしに、少くともか
決定が社会の原動力となることなしに、健全なる民主主義的政治も、社会
三六

七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一、青年が政治に関心を持たず、殊に日本の世界における、歴史的、国際的位
置に切実なる関心を持つことは、戦争を防ぎ、社会に渗透する力を弱
くすることである。学生が政治的見識を持つことは急務である。

若年少年の犯罪

「若年の犯罪と教育」 (日経社説 三、一〇、二〇)

一般に犯罪が増加の傾向にあるのと並行して、若年の犯罪も増加し、而も
多量性が著しく犯罪刑的となり来た。また一般に道義の頹廢が目
立つて来たのと並んで、若年の風儀や規律も明らかになり、地獄の傾向を示し
て来る。かゝる傾向が真に憂慮すべきものとなることを予言するに可い。従って
若年の学生、若年の徳は自ら若年個人として、又集団として大に自戒する
べきであるが、同時に各級及び各段においても、若年乃至青年の教育に
真剣に見直さなければならぬ。従来の教育の設けた内容、方法は改
むべきであるが、それは決して教育を軽視することでも、徒らに放任す
ることでもない。形式的、杜撰的の教育は廃すべきであるが、若年少年に對
する教育の必要は減せず、軍國主義的、追國主義的の教育は若年少年
にすべきであるが、平和主義的、民主主義的の教育の重要は益々加増して

来る。教育の民主性を單に放任するものではない。これは決して其の
レインといふべきを得ない。

一、國民学校から大學に至る迄、學校教育は根本的刷新を必要とする。
る。國家主義の鼓吹を以て其の淵源とした従来の教育は、民主主義の培養
を目的とする教育に改め、個性を無視して型に合わせることを目的とした教
育を行く。個々の人格を尊重し、各人の才能を伸ばし、教育として行われ
ばならない。併し乍ら誤った民主主義は極端な國家主義と同様に有
害であり、人格の尊重が單に放任を意味するに過ぎないから、若年
教育の文字通り知識の切り賣りに過ぎなくなる。戦争中強制的に社
会上散れせしめられた如きは当然中止すべきであるが、乗物の中の若人、子供或
は身体の不自由な若年若人を護る習慣を残さなければならぬ。若年若人が政治
運動に参加するに際し、若年若人の議論があることを、若年若人が走道道徳を學ぶ
ことに努むれば、若年若人は果敢に行動する。教育者の信念を失ふべからぬ。

我が教育者の社会的、経済的境遇は下せる業か、何れにせよ近時一般的に教育者が教育に對する熱情を失ひ、学校教育が航なき船の如く據り所を失つたことと正視せし難い。さうしたことの影響は特に中、下級学校に於て重要視する必要があり、教育者自らも徒らに時流に媚びることと以て満足してはいけなからう。

一 我國に於て従来家庭教育を賤し稱したか、それゆゑ多分に封建的家族制の濃密性格が濃く、所謂礼儀作法が中心となり、社会教育の面は欠けてゐる。従つて学校教育に於けると同様、旧来の家庭教育乃至親と根本的に刷新すべきものが多し、家庭教育の必要性或は重要性は今日と雖も毫も失われなからう。然るにさうした封建的家族制度の中に於ける親がはげないから、正しい家庭教育を捨ててかえりみない家庭が多くなつた。学生或は一概に青少年の犯罪が増加し、風儀、規律が乱れた原因には家庭教育の欠陥、欠陥があることを否定し難く、甚だしきほど子女の行動に何等の関

心を持つておかないに見える家庭は少なくない。勿論これには経済的、社会的事情もあろうし、また所謂親の教育から放任しつゝいる場合もあろうが、正しい家庭教育は益々必要であり、旧来の親の中にも捨てなければならぬものばかりではない。今日でも依然としておとくべつものがある。青少年の教育や指導と教育者自身のこと、教育者の養成と教育の指導とを同じうと同様に危険であること、教育者自身も完全な知識し、ためなければならぬ。

『少年犯罪とその対策』 (出社社説) 三三、九八

一 少年犯罪の被害者も多く、精神薄弱なものは、智能の劣等にあること、これらを指導し、指導されてきた。しかし昔々少年は一般犯罪者に較べて社会的環境による影響性が強い、即ち個人の犯罪原因が容易に外部的誘因による際立られるから、環境の問題は一般犯罪者にくらぶより一層重大なるものがある。

一 当局が刑事政策を強かに行うことにはもちろん必要があるが、社会全体が協力して犯罪を生ぜしめないような環境をつくりあげることが第一ではないか。これは我々の社会に与えられた永遠の課題ともいえるべきである。

一 ヨーロッパの前大戦の経験に教えるように、健全なる家庭を保持することが第一に必要條件である。

「学生内職と犯罪」 (毎日社説 二三、五、一九)

一 日本人が持つべき個人道徳を復旧し、それに新しく社会道徳を加えて日本の新道徳が速かに打ち立てられねばならぬ。

一 近頃の学生は内職を好むにやらずに仲付ない。その意味で学生は一般社会人との区別は大きくない。そして内職の内容が学生の犯罪に重大なる影響を与えていることもないことである。

四三

「学生と犯罪の問題」 (時事社説 二三、五、二八)

四四

一 青年は社会の激励に対する感受性の鋭敏な者ではない。社会要に対する最大の危険期は青年期である。彼らの思慮は未熟で、感情は単純である。かゝるである。

一 学生は学校で教場では厳格な学問の純理を学ぶけれども、その学問の純理を頭脳の中下消化して、複雑な社会相を冷静に批判判断する理性の思慮が、概ね感情の衝動の方が常に支配的であることを恐れない。

「学生と犯罪」 (中部 二三、八、八 天野貞祐)

一 学生生涯の方向としての性格を改善するという点に對しては、少くとも学校教育が育つ極めて微力である。

一 人間の性格は素性と家庭教育とで定まる。家庭教育の重大性を
思わねばを得ないわけである。

一 学生が犯罪という現象については、学校当局者が更に一般の工夫と考慮を要するこ
とを論ずるべきであるが、われわれ各自が自己の家庭を考慮すると共に、とく
に政治に關係する人達に政治の持つ絶對な社会的教育力を反省し、ほぐし、思ふ。

一 学生が犯罪は、これを学校教育の無力に帰するわけにはいかない。これについ
ては家庭と学校と一般社会とこれら、關係におい、痛切に反省しなければならぬ
い社会現象なるがある。

一 学生犯罪というものは、一端的現象である。この根原が父兄の教職員、政
治家の良心に於いて心構えに於いて存すといふことはないか。

「少年保護に眼を用い」 (日教社誌 三四三一九)

四五

一 学校内といわず、校外といわず、新教育の精神は場所と人との区別なく、
礼く及びねばならぬとある。

一 青少年補導の問題は社会要すたは施設不備による解決を求めようといふが、
その責任は教育が充分に行われ、いないことにあるとせば、教育者の自覚がなけれ
ばならない。

一 子供を生れながら、不良児でも、浪浪児でもなく、その内には不良児、浪浪児
にほむ過程がある。この過程に入る亦、阻止せねばならない。

一 ことに教育上の責任があり、これを社会要という一般情勢に責任転嫁したる、
施設不備に転嫁したる、は教育者の恥辱とばかり、何である。

D. 情操、性教育に關する問題

「情操教育の必要」

(讀賣社説 二二、一七、一七)

- 一、今日の日本に最も必要なることは、わがわがの心を柔け、温し、正義感を自然に人間の人に育成する芸術や趣味の教育、更に明確に之を、情操教育の要としてある。
- 一、情操教育とは、美しいを二やかな感情の教育である。
- 一、知的な、投機的な意味の道徳的、美的な、宗教的な四つの感情教育のことである。

「正しい性教育の必要」

(西日本社説 二二、七、一九)

- 一、性道徳が正されたのは、およそ五十年の戦争の後に起る必然の現象の一つである。我が國の今度の場合は、戦争の戦後というばかりでなく、敗戦は即ち、社会制度や慣習や思想の歴史的転換を意味したということ、そして性の問題に關しても、従来より非人間的な封建的見方が強制されてきたことは事實である。しかしこのことは、日本人が性的に正しく解放されたこと、即ち性の問題を正しく科学的に理解し、且つ処理していることを意味しはしない。

四八

- 一、性教育が叫ばれてゐるが、適當な指導者がいないという意味で實施されてゐない。適當な指導者がいないということは、我が國では成人でさえもが性の問題を正しく科学的に理解してゐる者が少ないという證をなすのである。このことは我々が古い道徳的社会的制約の抑へられて、性的に科学的理解が乏しくなつたために、性道徳が正しいまま、あるいは正しくも考へることが出来なないといふことである。つまり、こうして性道徳の觀念が、わがわがに於ては、不健康な病的なものに転じて勝ちであるといふことを意味する。

- 一、このような性の觀念が、わがわがに於ては、通過し勝ちであり、それ非凡を健全な人間的な生活や健全な性道徳の基礎となすことが出来なない。
- 一、先に述べた不健全な性の觀念が、わがわがに於て克服しなければならぬ。
- 一、性本能が非愛の源泉と結ばれてゐることを、性道徳の教へられなければならない。
- 一、成人のよめる性教育が、必要であるのは、我が國の場合に限つてのことではない。

「幼少期の美的教育と日本の理想」

(教育人 二月号 伊原 宇三郎)

- 一、今の日本に果して「文化」と銘づけるものがあるか否か。美術家志望の初学者に對しては、限らぬ時間、専門的美術教育は充分に成り立つ。しかし全部の人間が美の神経や感度を培ふには、その人々の生活環境自体が傳へるべき美を

持っているわけはなからない。社会や家庭の日常生活の中は美が織り込まれてい
ればならない。日常生活は美という点では、今より昔の日本の方が遙かに上位に
あつたといえる。

一、人間は本来それだけのものを持つて生れてきたのである、それを大人が云々とはぐくむつもり
で、習慣はちやかくちやに潰してしまふ。死ぬ迄持たせておきたい、置に對する少くも興
味を、大人が巧く先生や親が、大人の常識を強制することによつて奪つてしまつて
ある。この現象を「智育偏重の結果」と理由付け、大人が正しい、大人の正しい
自信から来りて無反省を諷し見と云はれはならぬ。

一、子供の生み出すものを成長させる困難と同時に、子供が受け取る美、大人が云々、
美の面にも大なる障害がある。
一、今日の美の絶望は、同調以外例外的な中断だと私は信じている。学校や家
庭で特別の美的教育をいふものを施さなくとも、何処へ行つても身近に充
満している美が、人間を豊く育ててくれるよ、ない、社会を作る外はない。

三 社会教育・労働者教育の方針

「労働教育再建の検討」(読売社説 二・九・六)

一、労働者並に労働組合運動の正しき指導と教育は、近代における民主主義国家群の重要な課題としてとりあげられて来た。

一、労働者教育には独自性が存する。

一、労働者から封建的従属観念を払い去ること。独立自主の民主的精神をしっかりとつかませることに重点をおくこと。

一、教育の本旨に則り労働者を公正に、かつ不偏不党のものたらしめる教育。

「労働者教育に道を開け」(朝日社説 二・七・二六)

一、労働に従事する人々が、国民の中核として重要な役割を持つようになつた今日、労働者に出来ただけ教育の特会を与え、その資質の向上をはかることは刻下の急務といつてよい。

五一

五二

一、労働省はあくまで労働組合運動の健全な発展をはかる建前から労働問題に關する専門的な知識を養うことに主眼を置き、文部省は社会人あるいは公民としての労働者の地位に着眼して一般的な社会教育の普及に目標をおき、兩者相協力してその特能を最大限に活用することが望ましい。

一、労働者の一般的な教育の爲に利用すべきものは、まず大学である。

一、労働者に対する大学の開放問題については聴講の便宜を労働者に与えること、組合から委託生を出すこと、労働者教育のために特別講座を設けることなどがあげられよう。

「しつけのない社会」(朝日社説 二四・一・一〇)

一、生活をうら付けり思想とか、人同存立の根柢といったものは、元来日本人にはハッキリしたものはなかつた。明治以来の教育で強調された国家思想が大きな巾と重みをとつてこれに代行した。小さい子供には思想や

人生觀はいらぬが、朝起きから晩寝るまでの「しつけ」が必要である
と同様に、社会の生活はやはり「しつけ」があつて初めて運行する。
一、これからは忠義や仁義ではなく正義がこれに代らねばならぬといった
程度の倫理は論議の余地なく、直ちに国民への訓練として與えられね
ばならぬものである。

一、社会科が教える歴史は、青少年をしてそれから倫理を引き出させるまで
には歴史学として練りあげられておらず、これを教える教師にも
その資格と自信をもつ者は至つてまれであらう。新しく国民に「し
つけ」を行ひ、その精神を訓練する教科書は是非とも必要である。
一、旧型の訓練に代る「民主的形態の自己訓練」を早くものにしろ、
限りは、しつけのない社会の混乱はつき、国民的精神力は消耗さ
れるであらう。

戸 世界平和と教育

「ユネスコと日本国民」(時事社説 二三・四・一三)

一、新憲法により戦争を放棄し、文化国家として新生の道を進もう
とする日本国民にとつてユネスコは存在は大きい関心事である。
一、この国際機構に参加し、世界諸国代表の高潔な平和主義に現実に
触れてこそ日本国民は平和主義に徹することが出来る。
一、すでに世界の大多数の国々は、日本国民の国際社会復帰を支持して
いる。重要なのは日本国民自体の準備体制である。

「ユネスコと日本」(毎日社説 二三・九・一七)

一、日本のユネスコ参加は国際連合の後に承るものであるが、参加を急ぐ
よりも、参加の條件がどのくらいゆるまざるかの期間を國內体制の充実に
ついやすべきである。ユネスコ精神を国民全体の心に徹底させること
である。

「日本過去を想い將來を憂う」(遺稿) (又三春秋 二五五 牧野伸顯)

一 從來は近世史の筆跡視すべし嫌ひあり、無きれば國民はるのよりのことと其の煩着に暮しと来たといふ感トが下す。

一 我國民の著しい欠乏は何であるかを考へてみるならば、國際事情の知識に乏しいこと、國民全体が政治上の関心は薄いことを挙げたい。

一 日本は三百年近く國是として鎖國主義を嚴守し、その結果として、改革も接解も絶え、日本人は外國を知らず、外國人亦日本を知らず、相互の状況、國民文明の程度、風俗等について、彼我間の理解皆無だといえる。

一 鎖國時代の風潮の中心は尊皇攘夷であつた。

一 その間にありて發覺者の中には多量の事態をばなれ、其つと冷靜な判断を行つてゐるものもあつた。(島津齊彬の海外留学生の派遣)

一 幕府倒壊後の時代の變転は激しく、明治七年の用成學校では教育の全部が外國人、授業は英語、教科書はドイツとく原書、校舎は西洋餘科

五五

學の實驗室といつたように、學校の空氣、環境共に多分に西洋風であつた。

五六

一 一國の興にその國の政治の良否が如何に大きな影響を及ぼすかということ、その實例を我々は明治維新の時に体験した。

一 良き政治が必要であることは今日の日本に於いて最も痛感されるのである。民主政治が國是となつた以上、國家は國民が政治に對して積極的に関心を持つことを要求

し、善政も他力なく、國民が自分で實現するものであることを自覚すること、國民の絶對的義務となつてゐる。